

教育公務員特例法施行令及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、教育公務員特例法施行令及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令について規定の整理等を行うこととすること。 (第一条及び第二条関係)

第二 この政令は、令和五年四月一日から施行すること。 (附則関係)